

消基発第 47 号
令和 3 年 2 月 25 日

各市町村長
各消防補償等組合管理者
各水防組合管理者
水害予防組合管理者
各都道府県知事
各都道府県消防協会長

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金
常務理事 小池裕昭
〔押印省略〕

消防団員公務災害防止活動援助事業実施要領等の一部改正について（通知）

今般、消防団員公務災害防止活動援助事業実施要領（平成 31 年 3 月 25 日決定）及び消防団員公務災害防止研修事業実施要領（平成 13 年 4 月 3 日決定）の一部を下記のとおり改正するので通知します。

記

1 改正内容

(1) 消防団員公務災害防止活動援助事業実施要領（別添 1）

- ① 基金の公務災害防止事業は「消防団員の福祉の増進を図るため」に行うものであり、実施要領の趣旨でもこの点を明確化したもの（第 1 関係）
- ② 「市町村等」の定義を適切な表現に改めたもの（第 2 関係）
- ③ 消防団員安全装備品整備事業助成金において、一部事務組合又は広域連合が、これを組織する市町村分を申請する場合、当該市町村からの安全装備品の申請を除外したもの（第 3 の 1 のア関係）
- ④ 消防団員安全装備品整備事業助成金の助成対象品目（メニュー）に次の 2 品を加えたもの
ア 消防団員個人の消防団活動中の安全性と行動性を高めるものとして、助成対象品目に切創防止用保護衣（チェーンソー用で下肢を保護できるもの）を追加（第 3 の 2 関係）

イ 消防団員個人の消防団活動中の新型コロナウイルス感染症への感染防止に資するものとして、助成対象品目に感染防止用防御具（作業衣、帽子、手袋、眼鏡その他着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具で、継続的な使用に耐えられるもの）を追加（第3の2、様式第1及び様式第6関係）

なお、いわゆる綿^{めん}マスクやウレタンマスクなど洗濯可能なガーゼタイプの家庭用マスクは今回の対象としていない。

- ⑤ 様式への押印を要しないこととしたもの（様式第1及び様式第3から様式第11関係）
- ⑥ その他字句の整理を行ったもの

（2）消防団員公務災害防止研修事業実施要領（別添2）

- ① 基金の公務災害防止事業は「消防団員の福祉の増進を図るため」に行うものであり、実施要領の趣旨でもこの点を明確化したもの（第1関係）
- ② 「市町村等」の定義を適切な表現に改めたもの（第2関係）
- ③ 消防団員セーフティ・ファーストエイド研修における講師の資格を明確化したもの（第6の2の(5)関係）
- ④ 様式への押印を要しないこととしたもの（様式第1から様式第16関係）
- ⑤ 様式から基金事務所の旧住所、電話番号及びファクシミリ番号を削ったもの（様式第2、様式第4、様式第6、様式第8、様式第10、様式第12、様式第14及び様式第16関係）
- ⑥ その他字句の整理を行ったもの

2 施行期日等

- （1）改正後の実施要領は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- （2）施行日前に実施された消防団員公務災害防止活動援助事業又は消防団員公務災害防止研修事業については、なお従前の例による。

3 その他

改正後の各実施要領については、消防基金ホームページの「各種ダウンロード」ページ（以下 URL）から取得すること

<https://www.syouboukikin.jp/download/>